

○ 脳卒中の維持期医療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を脳卒中の維持期医療を担う医療機関として位置づけた。

- ・ いわゆるかかりつけ医機能を持つ医療機関
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護保険によるリハビリテーションを行う病院又は診療所
- ・ 診療所（内科、リハビリテーション科等）
- ・ 歯科診療所等の医療機関

なお、歯科診療所については、次の基準を満たすこと。

<選定基準>

- (1) 脳卒中発症後の要介護状態等に伴う誤嚥性肺炎の予防や口腔機能を維持向上させるための診断、治療、保健指導が可能であること
- (2) 脳卒中治療を行う他の医療機関と必要な診療情報や治療計画を共有するなどの連携が可能であること。